

長崎県訪問看護ステーション人材確保事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 県は、在宅医療及び介護の充実を図るため、訪問看護未経験の看護職(保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ)を雇用し、育成を行う訪問看護ステーションに対し、教育体制の強化を図ることにより、過去に訪問看護(医療機関からのみなしを含む)の業務に従事した経験のない看護職(以下、「訪問看護未経験者」という。)が不安なく訪問看護分野への就労を選択できる環境を整え、もって就労を促し、質の高い訪問看護職(訪問看護に従事する看護職をいう。)の確保を図ることを目的に長崎県訪問看護ステーション人材確保事業補助金(以下、「補助金」という。)を交付するものとする。

その交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示460号の9)及び長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(補助金交付の対象事業者)

第2条 この要領において補助金の交付を受けることができる者は、訪問看護未経験者を雇用し、育成を行う県内の訪問看護ステーションとする。

(補助金交付の対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、訪問看護未経験者の雇用及び育成にかかるものとする。

(補助金の対象経費及び補助率)

第4条 前条の事業を実施するための経費で別表に掲げるものとする。

(その他)

第5条 この要領のほか、必要な事項については、県が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年9月15日から施行する。

この要領は、令和4年5月10日から施行する。

(別 表)

対象経費	基準額等	補助率
第3条の事業実施に係る人件費（給料、報酬、賃金、法定福利費、福利厚生費、賞与、手当等）及び研修等参加に係る経費（旅費、役務費等）	1月あたり 200,000円 (6か月を上限)	1/2以内